

公益社団法人日本口腔外科学会各種証明書等の発行に伴う料金規程

2009年9月28日理事会決定
2012年12月10日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本口腔外科学会（以下「本学会」という。）が、本学会会員および指定研修施設に対して発行する各種証明書等の料金を定めることを目的とする。

(種類)

第2条 前条の証明書等とは、本学会の在籍（会員）証明書、各種資格証明書および各種研修会等の受講修了等の証明書ならびに再発行の場合の専門医関係認定証をいう。

(料金)

第3条 証明書等の発行にかかる料金は、以下に定めるとおりとする。

在籍証明書および各種資格証明書	1通につき 2,000円
各種研修会等の受講修了の証明書	1通につき 1,000円
専門医関係認定証の再発行	5,000円

(申し込み)

第4条 各種証明書等の発行申し込みは、別紙「各種証明書等発行申込書」により、前条に定める料金を添えて、本学会事務局に申し込むものとする。

(規程の改定)

第5条 本規程を改定する場合は、理事会の承認を経るものとする。

第6条 第2条、第3条は、他の規則で別段の定めがある場合は、その規定の定めるところとする。

附 則

この規程は、2009年9月28日から施行する。

この規程は、2012年12月10日から施行する。